

議案第38号

船橋市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市印鑑条例の一部を改正する条例

船橋市印鑑条例（昭和50年船橋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第2項第1号中「備考欄に記録されている」を「備考欄に記載（住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に、「住民基本台帳法第30条の45」を「同法第30条の45」に改める。

第6条第2項第3号中「(住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

理 由

印鑑の登録資格について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。